

1 市町村別一覧表

都道府県名 青森県

整理番号	郡名	市町村名	市 町 村 民 税											固定資産税	鉱産税		入湯税	都 市 計 画 税	
			個 人 均 等 割	法 人 均 等 割									法人税割		備考	2百万円以下			その他
				1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人							
1		青森市 (旧青森市地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	14.7%	不	1.6%	無	0.7%	1.0%	150円・75円(一般公衆浴場以外の公衆浴場)
1		青森市 (旧浪岡町地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円・75円(一般公衆浴場以外の公衆浴場)
2		弘前市	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	14.7%	不	1.6%	無	0.7%	1.0%	150円
3		八戸市 (旧八戸市地区)	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.6%	0.7%	1.0%	無	150円
3		八戸市 (旧南郷村地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	0.7%	1.0%	無	150円
4		黒石市	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.5%	不	1.6%	無	0.7%	1.0%	150円
5		五所川原市 (旧五所川原市地区)	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.6%				0.2%
5		五所川原市 (旧金木町地区)	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	12.3%	不	1.4%				0.2%
5		五所川原市 (旧市浦村地区)	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	12.3%	不	1.4%				0.2%
6		十和田市	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	14.7%	不	1.4%				150円
7		三沢市	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%		1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
8		むつ市 (旧むつ市地区)	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
8		むつ市 (旧川内町地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
8		むつ市 (旧大畑町地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
8		むつ市 (旧藤野沢村地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
9		つがる市 (旧木道町地区)	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.4%				150円
9		つがる市 (旧森田地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円
9		つがる市 (旧柏村地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円
9		つがる市 (旧稲垣村地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円
9		つがる市 (旧車力村地区)	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円
10	東津軽郡	平内町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	14.7%		1.4%	無	0.7%	1.0%	
11	東津軽郡	今別町	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	無
12	東津軽郡	蓬田村	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	
13	東津軽郡	外ヶ浜町	3,000円	3,600,000円	2,100,000円	492,000円	480,000円	192,000円	180,000円	156,000円	144,000円	60,000円	14.7%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
14	西津軽郡	鯨ヶ沢町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	14.7%		1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
15	西津軽郡	深浦町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	150円
16	中津軽郡	岩木町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	150円

17	中津軽郡	相馬村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	
18	中津軽郡	西目屋村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	100円(宿泊費)、50円(日帰り・自炊湯治客・中学生)	
19	南津軽郡	藤崎町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%					
20	南津軽郡	大鰐町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	0.18%
21	南津軽郡	尾上町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円	
22	南津軽郡	平賀町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	
23	南津軽郡	田舎館村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円	
24	南津軽郡	碓ヶ関村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	
25	北津軽郡	板柳町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	
26	北津軽郡	鶴田町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円	
27	北津軽郡	中泊町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%					
28	上北郡	野辺地町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円	
29	上北郡	七戸町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%					
30	上北郡	百石町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%		
31	上北郡	六戸町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円	
32	上北郡	横浜町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%					
33	上北郡	東北町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%				150円	
34	上北郡	下田町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%		
35	上北郡	六ヶ所村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	14.5%	不	1.4%					
36	下北郡	大間町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	
37	下北郡	東通村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%		0.7%	1.0%		
38	下北郡	風間浦村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	150円	
39	下北郡	佐井村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%	不	1.4%	無	0.7%	1.0%	無	150円
40	三戸郡	三戸町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%					
41	三戸郡	五戸町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	無	150円
42	三戸郡	田子町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	無	150円
43	三戸郡	名川町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%					
44	三戸郡	南部町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%		
45	三戸郡	階上町	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%		0.7%	1.0%		
46	三戸郡	福地村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%	無	0.7%	1.0%	無	150円
47	三戸郡	新郷村	3,000円	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円	12.3%		1.4%				無	150円

平成17年4月1日現在において市町村民税所得割について標準税率以外の税率を採用している団体		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 団体	個人市町村民税均等割の税率の軽減を行っている団体	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 5 団体	平成17年4月1日現在において軽自動車税について標準税率以外の税率を採用している団体数	標準税率未滿	0 団体
平成16年度又は平成17年度において条例上税率の規定はあるが調定のない団体数	鉱産税	27 団体				標準税率超	0 団体
	入湯税	7 団体					

(調製要領)

- 1 全国地方公共団体コードの順に記載し、整理番号は市町村調査表のそれと一致させること。
- 2 合併により不均一課税を行っている団体の場合は、整理番号を同一にして地区ごとに記入すること。
- 3 市町村民税法人割についての資本金等の区分によって不均一課税を行っている団体については、当該欄に「不」と附記すること。
なお、法人均等割の区分に1号法人～9号法人とあるのは、地方税法第312条第1項各号に掲げる法人(等)をさすものである。
- 4 市町村民税の備考欄には、平成16年4月2日以後に法人市町村民税の税率改正があった場合には「改」と、また、修正をした場合には「修」と附記すること。
なお、平成17年4月2日以後に税率改正を予定している団体については、当該改正予定の税率を記載のうえ、その適用年度を、例えば、「平成17年9月1日以後に適用する事業年度から適用」というように欄外余白に記載すること。
- 5 固定資産税及び都市計画税については一般の税率を記入し、合併による不均一課税以外の不均一課税を実施している団体については税率欄に「不」と併記すること。
なお、都市計画税については、条例を有するが条例附則等で課税しないこととしている団体は、当該税率にカッコを附して記載すること。
- 6 入湯税については税率区分を設けている団体については、その税率を詳細に記載すること。
- 7 表下欄の市町村民税所得割の有・無については、該当する方を で囲み、有の場合は団体数を記載すること。
- 8 市町村民税法人税割又は入湯税について記載事項が多い団体については、2行にわたって記入してもさしつかえないこと。
- 9 鉱産税及び入湯税について、平成16年度のいずれにも調定のない団体については、税率欄に無を併記すること。